

# 福祉

## 児童福祉のご案内

満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

### ●所得制限限度額

受給対象者の扶養親族数によって、所得限度額が異なります。平成5年度については、次のとおりです。

平成5年度 所得制限限度額表

扶養親族等の数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額	所得額	収入額
人	万円	万円	万円	万円
0	147.6	234.4	363.0	515.6
1	177.6	277.3	393.0	553.1

※扶養親族等が1人増すごとに、所得額が30万円の加算となります。

所得には一定の控除があり所得制限限度額は年によって変更されます。

### ☆児童扶養手当

父と生計を同じくしていない18才未満の児童について手当を支給することにより、児童の福祉を図ることを目的とし、あわせて児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものです。

#### ●支給要件

- ・父母の婚姻解消 ・父の死亡
- ・父の障害 ・父の生死不明
- ・父による一年以上の遺棄
- ・父が一年以上の拘禁 ・未婚の母の子
- ・棄児 ・その他

※公的年金との併給制限有り

### ☆特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する20才未満の児童について、手当を支給することにより、これらの障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

※先月の広報で、保育料の最高額（3歳以上児）を27,800円と掲載しましたが、28,500円の誤りです。

児童福祉についてのお問い合わせは、民生課福祉係へどうぞ

☎ 三隅43-0211

### ☆児童手当

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成を目的としています。

#### ●支給の対象

3才未満の児童を養育している人に支給されます。ただし、平成4年1月からの制度改正により、支給の対象となる児童の年齢は、次の表のような経過措置があります。

#### 児童の年齢についての経過措置

第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給
第2子 以降	昭和64年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童	4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童	平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給

#### ●手当の額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

#### ●手当の支給

受給対象者（養育者）が認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分まで終了します。

なお、手当は、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

#### ●特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金等に加入している人）については、その人の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額未

